

## 質 問 回 答

2023 年 11 月 27 日

「(案件名)トーゴ国道路維持管理能力強化アドバイザー業務」

(公示日:2023 年 11 月 15 日/調達管理番号:23a00686)について、質問と回答は以下の通りです。

|   |                     |   |   |
|---|---------------------|---|---|
|   |                     |   |   |
| 1 | 15 頁<br>第 8 条 報告書等  | ワークプランの提出が、各渡航時とされていますが、12 頁第 7 条業務の内容では、当初に確定することとされています。<br>最初に確定されたワークプランと各渡航時のワークプランの関係について、ご教示いただけますでしょうか。 | 誤記がありました。業務開始当初に「業務計画書」を作成いただき、各渡航時に業務計画書を基に作成した「ワークプラン」をご提出ください。   |
| 2 | 23 頁<br>2 広域セミナー開催費 | セミナー開催費として、現地セミナー開催にかかる会場借り上げ費用およびその他業務費と記載されていますが、その他業務費には何が含まれるのでしょうか？例えばプレス（広報）代などは対象可能でしょうか？                | 広域セミナーはオンラインでの開催を想定しているため、wi-fi 等の通信設備にかかる費用等を想定しています。プレス（広報代）については、セミナー等実施関連費の対象外と考えます。（「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023 年 10 月)Ⅲ. 3. (3)セミナー等実施関連費(18～19 頁)による)なお、本案件では広報活動は想定しておりませんが、プレス（広報代）が必要と考えられる場合には、上限金額内に含めていただくか、含めることが困難な場合には、別提案として別見積もりとともに提出願います。 |
| 3 | 23 頁<br>3 セミナー開催費   | 同上  | 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023 年 10 月)の 18～19 頁に記載され   |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <p>いてる「(3)セミナー等実施関連費」の説明に基づきご判断願います。左記においては、セミナー会場に設置するバナー等にかかる費用を想定しています。</p> <p>プレス(広報代)については、2. での回答のとおりです。</p> |
| 4 | プロジェクトの全体について   | <p>日本国政府とトーゴ政府の二国間において、本プロジェクトに対する包括的口上書は締結されているのでしょうか。</p> <p>また、本プロジェクトに対する貴機構とトーゴ政府間の協議議事録は、共有していただくことは可能でしょうか。</p>     | <p>口上書締結済みです。</p> <p>また、本プロジェクトの活動内容については、ミニッツを締結し、本業務仕様書に内容を反映しております。ミニッツについても配付資料として追加いたします。</p>                 |
| 5 | <p>P11<br/>第6条 実施方針及び留意事項<br/>(5)点検機材および補修材について<br/>脚注1<br/>補修材料の現地カスタマイズ</p> | <p>現地カスタマイズの定義について、例えば、こちらで提案した資機材がさまざまな理由でトーゴ国側での調達ができず、別のものに置き換える、あるいは類似の機能をもつものを代用するという理解でよろしいでしょうか。</p>                | <p>プロジェクト終了後の継続性の観点から、可能な限り現地で調達できるものをご提案いただきたい主旨です。なお、現地カスタマイズの可能性については補修材料のみを対象としています。</p>                       |
| 6 | <p>P15<br/>第7条 業務の内容<br/>(17)広域セミナーの開催(活動4-1)</p>                             | <p>広域セミナー開催について、開催に向けて各国の担当者と連絡を取る必要があるが、JICA 事務所を通じて連絡先の入手は可能でしょうか。</p>   | <p>可能です。</p>   |
| 7 | <p>P15<br/>第8条 報告書等<br/>(1)報告書等</p>   | <p>専門家が、「各渡航時に『ワークプラン』を作成し、渡航終了時に『現地業務結果報告書』を提出する。」ことと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>言い換えると、専門家(チーム)の渡航回数と「ワークプラン」、「現地業務結果報告書」の件</p> | <p>ご理解の通りです。「ワークプラン」については、各専門家の渡航時期がずれていた場合には、概ね第●次渡航としてグルーピングしていただいて結構です。</p>                                     |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   |   | <p>数が同じになると理解しましたがよろしいでしょうか。</p> <p>「ワークプラン」は各渡航時に各専門家がC/Pと協議し、了解後業務に取り掛かるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もしくは、各専門家の渡航時期がずれていた場合は、概ね第●次渡航としてグルーピングして、まとめても問題ないでしょうか。</p> |  |
| 8 | P10<br>第6条 実施方針及び留意事項                             | <p>注釈1の説明は「(2)パイロットサイトおよびパイロット点検事業、補修事業の選定」と「(5)点検機材および補修材について」いずれについてでしょうか。(2)、(5)両方に両方に「注釈1」とナンバリングされているため確認です。</p>  | <p>誤記がありました。注釈1の説明は「(5)点検機材および補修材について」についてです。「(2)パイロットサイトおよびパイロット点検事業、補修事業の選定」についての補足説明はありません。</p> <p>また、本文中の注釈番号が「22」、「33」、「44」、「55」となっている箇所がありますが、それぞれ「2」、「3」、「4」、「5」と読み替え下さい。</p> |
| 9 | P17<br>プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項<br>(プロポーザルの重要な評価部分) | <p>「特記仕様書案での該当条項」に P11 第6条 実施方針及び留意事項 「(4)点検機材および補修材について」とありますが、正しくは「(5)点検機材および補修材について」の理解でよろしいでしょうか。</p>  | <p>はい、ご理解の通りです。</p>  |

以上